

熊本県公報

第 1 1 6 9 6 号
平成 20 年 5 月 21 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路区域の変更 (道路保全課) 1
- 公有水面埋立免許の出願 (漁港漁場整備課) 1
- 平成 20 年度包括外部監査契約の締結 (人事課) 3
- 指定障害福祉サービス事業の廃止 (障害者支援総室) 3

公 告

- クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定 (業務衛生課) 3
- 開発行為に関する工事完了公告 (建築課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任 (農村計画・技術管理課) 4
- " " (") 5
- " " (") 6

登 載 依 頼

- 熊本県防災会議・熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会合同会議の開催 (危機管理・防災消防総室) 6
- 熊本県国民保護協議会の開催 (") 7

告 示

熊本県告示第 500 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 5 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---------------------------------|----|-------------------|--------------|--------|
| 一般国道 | 325 号 | 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字東鶴 4088 番 2 地先から | 前 | 16.0 ～ 19.5 | 42.0 | 24 条工事 |
| | | 同所 4432 番 1 地先まで | 後 | 9.5 ～ 16.0 | | |

2 区域を変更する期日 平成 20 年 5 月 21 日

熊本県告示第 501 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公有水面埋立ての出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 20 年 5 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 出願者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 塩屋漁港管理者 熊本県

2 埋立区域

(1) 位置

平成 7 年 10 月 9 日付け熊本県指令漁第 53 号の免許に係る埋立地地先、並びに熊

本市河内町河内字鶴通洞又1472の1、又1472の2、1572の1、1473の1、1474の1、1475の1、1476、1479の5及びこれらの区域に隣接介在する無番地（道）に隣接する無番地地先、並びに1479の5、1479の6、1481の2、1482、字民洞2214、2215、2220、2221、2225の1及びこれらの区域に介在する無番地（道）地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から5の地点を順次直線で結んだ線、及び5の地点から6の地点を結ぶ平成7年10月9日付け熊本県指令漁第53号の免許に係る埋立地と公有水面との境界線（DL+4.58メートル）及び6の地点から29の地点を順次直線で結んだ線並びに29の地点と1の地点を結ぶ平成19年秋分の満潮位（DL+4.58メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 塩屋漁港燈台（北緯32度48分58秒、東経130度35分21秒）から20度28分48秒 883.368メートルの地点

2の地点 1の地点から 192度47分24秒 85.769メートルの地点

3の地点 2の地点から 186度46分55秒 8.943メートルの地点

4の地点 3の地点から 174度45分55秒 8.943メートルの地点

5の地点 4の地点から 168度45分26秒 66.468メートルの地点

6の地点 5の地点から 258度42分00秒 31.092メートルの地点

7の地点 6の地点から 348度40分15秒 28.372メートルの地点

8の地点 7の地点から 258度41分26秒 71.032メートルの地点

9の地点 8の地点から 239度24分03秒 4.238メートルの地点

10の地点 9の地点から 258度41分26秒 15.374メートルの地点

11の地点 10の地点から 265度14分45秒 14.309メートルの地点

12の地点 11の地点から 278度21分23秒 14.309メートルの地点

13の地点 12の地点から 291度28分02秒 14.309メートルの地点

14の地点 13の地点から 304度34分41秒 14.390メートルの地点

15の地点 14の地点から 311度08分00秒 282.352メートルの地点

16の地点 15の地点から 316度45分33秒 14.444メートルの地点

17の地点 16の地点から 328度00分38秒 14.444メートルの地点

18の地点 17の地点から 339度15分43秒 14.444メートルの地点

19の地点 18の地点から 350度30分47秒 14.444メートルの地点

20の地点 19の地点から 1度45分52秒 14.444メートルの地点

21の地点 20の地点から 13度00分57秒 14.444メートルの地点

22の地点 21の地点から 24度16分02秒 14.444メートルの地点

23の地点 22の地点から 35度31分07秒 14.444メートルの地点

24の地点 23の地点から 41度08分39秒 140.984メートルの地点

25の地点 24の地点から 35度48分02秒 7.885メートルの地点

26の地点 25の地点から 25度06分45秒 7.885メートルの地点

27の地点 26の地点から 14度25分28秒 7.885メートルの地点

28の地点 27の地点から 3度44分11秒 7.885メートルの地点

29の地点 28の地点から 358度23分45秒 4.042メートルの地点

(3) 面積

108,459.15 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

平成7年10月9日付け熊本県指令漁第53号の免許に係る埋立地地内、並びに熊本市河内町河内字鶴通洞又1472の1、又1472の2、1572の1、1473の1、1474の1、1475の1、1476、1479の5及びこれらの区域に隣接介在する無番地（道）に隣接する無番地地内、並びに1479の5、1479の6、1481の2、1482、字民洞2214、2215、2220、2221、2225の1及びこれらの区域に介在する無番地（道）地内並びにこれらの地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からGの地点を順次直線で結んだ線及びGの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 塩屋漁港燈台（北緯32度48分58秒、東経130度35分21秒）から31度41分54秒 660.975メートルの地点

Bの地点 Aの地点から 258度41分26秒 201.081メートルの地点

Cの地点 Bの地点から 311度08分00秒 576.958メートルの地点

Dの地点 Cの地点から 41度08分39秒 355.356メートルの地点

Eの地点 Dの地点から 130度01分01秒 180.563メートルの地点

Fの地点 Eの地点から 110度08分10秒 66.398メートルの地点

Gの地点 Fの地点から 140度40分09秒 274.281メートルの地点

(3) 面積

221,357.05 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の縦覧場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本市市政情報プラザ並びに熊本市河内総合支所

6 縦覧期間
告示の日から起算して 3 週間

熊本県告示第 502 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 荒木幸介
 - (2) 住所 熊本市新屋敷二丁目 23 番 24 号
- 2 契約の期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告提出後の精算払

熊本県告示第 503 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 20 年 5 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 廃止年月日 | 事業所番号 | 事業の種類 |
|--|-------------------------------------|-----------------|------------|---------------|
| 大津町立若草児童学園短期入所事業所 菊池郡大津町大字大津 214 番地 1 | 大津町 菊池郡大津町大字大津 1233 番地 1 家入 勲 | 平成 20 年 4 月 1 日 | 4312200050 | 短期入所 |
| 就労者支援センター 水俣福祉作業所 水俣市白浜 32-1 | 特定非営利活動法人親和会 水俣市白浜 32-1 白坂久美 | 平成 20 年 4 月 1 日 | 4310700085 | 就労継続支援事業（B 型） |

公 告

熊本県公告第 366 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項及び第 8 条の 3 の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者の講習を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 研修及び講習の種類
第 1 型クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 研修及び講習の開催年月日及び会場
 - (1) 平成 20 年 11 月 9 日 天草市民センター（天草市東町 3）
 - (2) 平成 20 年 11 月 16 日 中小企業大学校（人吉市鬼木町梢山 1769-1）
 - (3) 平成 21 年 2 月 8 日 八代ハーモニーホール（八代市新町 5-20）
- 4 研修及び講習の科目及び時間数
 - (1) 研修
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1 時間（うち継続者時間数 30 分）
 - イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 時間
 - ウ 洗たく物の処理 1 時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1 時間（うち継続者時間数 30 分）
 - (2) 講習
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1 時間（うち継続者時間数 30 分）
 - イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 時間

- ウ 洗たく物の処理 1 時間
 エ 繊維及び繊維製品 1 時間（うち継続者時間数 30 分）
- 5 受講料
 (1) 研修受講料 5,000 円
 (2) 講習受講料 4,500 円
- 6 研修及び講習の問い合わせ先
 財団法人熊本県生活衛生営業指導センター（熊本市白山一丁目 4 番 9 号 末永ビル 2 階
 電話 096-362-3061）

熊本県公告第 367 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 第 1 工区
 八代市岡町中字塘下 147 番、同 148 番、同 154 番 2、同 205 番 1 及び同谷川字柳ノ元
 135 番の一部
 6,205.89 平方メートル
 第 2 工区
 八代市岡町中字船津 381 番 1 及び 381 番 2
 4,726.91 平方メートル
 全体
 10,932.80 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 八代市岡町谷川 135
 櫻井精技株式会社

熊本県公告第 368 号

熊本市に事務所を置く石塘堰樋土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|-----------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 波山 太一 | 熊本市蓮台寺 4 丁目 11 番 15 号 |
| 理事 | 古場 昭光 | 熊本市野中 2 丁目 3 番 26 号 |
| 理事 | 柴田 健二 | 熊本市春日 7 丁目 16 番 27 号 |
| 理事 | 吉永 敬則 | 熊本市池上町 1428 番地 |
| 理事 | 寺尾 一郎 | 熊本市池上町 201 番地 |
| 理事 | 田中 宣博 | 熊本市城山上代町 1486 番地 |
| 理事 | 磯野 晏熙 | 熊本市上代 3 丁目 5 番 115 号 |
| 理事 | 宮川 進 | 熊本市城山半田 3 丁目 4 番 23 号 |
| 理事 | 田上 輝雄 | 熊本市城山大塘 3 丁目 5 番 1 号 |
| 理事 | 前田 充生 | 熊本市松尾町上松尾 1726 番地 |
| 理事 | 井上 貞雄 | 熊本市小島 3 丁目 19 番 21 号 |
| 理事 | 田尻 文雄 | 熊本市小島下町 102 番地 |
| 理事 | 中村 孝 | 熊本市小島下町 762 番地 |
| 理事 | 森 日出輝 | 熊本市小島下町 3703 番地 1 |
| 監事 | 岡本 幹雄 | 熊本市城山薬師 1 丁目 7 番 1 号 |
| 監事 | 江島 一孝 | 熊本市池上町 2046 番地 |
| 監事 | 藤田 清人 | 熊本市小島 9 丁目 5 番 8 号 |
| 就任 | | |
| 理事 | 柴田 健二 | 熊本市春日 7 丁目 16 番 27 号 |
| 理事 | 寺尾 一郎 | 熊本市池上町 201 番地 |
| 理事 | 小嶋 靖信 | 熊本市松尾町上松尾 2078 番地 |

| | | |
|----|-------|-----------------------|
| 理事 | 古場 昭光 | 熊本市野中 2 丁目 3 番 26 号 |
| 理事 | 三原 安幸 | 熊本市上代 7 丁目 7 番 7 号 |
| 理事 | 林田 安之 | 熊本市上代 3 丁目 3 番 25 号 |
| 理事 | 松村 茂 | 熊本市城山大塘 3 丁目 6 番 25 号 |
| 理事 | 富永 博文 | 熊本市城山半田 3 丁目 3 番 28 号 |
| 理事 | 井上 貞雄 | 熊本市小島 3 丁目 19 番 21 号 |
| 理事 | 田尻 幸博 | 熊本市小島 5 丁目 8 番 36 号 |
| 理事 | 森 日出輝 | 熊本市小島下町 3703 番地 1 |
| 理事 | 葭村 誠一 | 熊本市小島下町 1284 番地 |
| 監事 | 江島 一孝 | 熊本市池上町 2046 番地 |
| 監事 | 清田 洋一 | 熊本市城山薬師 1 丁目 3 番 15 号 |
| 監事 | 岩本 司 | 熊本市小島 8 丁目 11 番 11 号 |

熊本県公告第 369 号

人吉市に事務所を置く南人吉土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|-------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 尾方 豊巳 | 人吉市上田代町 2189 番地 |
| 理事 | 木倉 辰男 | 人吉市大畑町 2129 番地 |
| 理事 | 林 仙之 | 人吉市大畑麓町 3864 番地 |
| 理事 | 東 喜吉 | 人吉市上漆田町 3225 番地 2 |
| 理事 | 上村 明範 | 人吉市上漆田町 3487 番地 |
| 理事 | 東 良明 | 人吉市下漆田町 2957 番地 |
| 理事 | 東 充延 | 人吉市下漆田町 2938 番地 |
| 理事 | 尾方二十兒 | 人吉市東漆田町 2190 番地 |
| 理事 | 東 辰記 | 人吉市赤池原町 500 番地 |
| 理事 | 池下 篤 | 人吉市赤池水無町 574 番地 |
| 監事 | 久保田正人 | 人吉市大畑町 4061 番地 |
| 監事 | 西田 数男 | 人吉市赤池水無町 1247 番地 |
| 監事 | 三原 重信 | 人吉市上漆田町 4246 番地 2 |
| 就任 | | |
| 理事 | 尾方 豊巳 | 人吉市上田代町 2189 番地 |
| 理事 | 木倉 辰男 | 人吉市大畑町 2129 番地 |
| 理事 | 林 仙之 | 人吉市大畑麓町 3864 番地 |
| 理事 | 東 喜吉 | 人吉市上漆田町 3225 番地 2 |
| 理事 | 上村 明範 | 人吉市上漆田町 3487 番地 |
| 理事 | 東 良明 | 人吉市下漆田町 2957 番地 |
| 理事 | 東 充延 | 人吉市下漆田町 2938 番地 |
| 理事 | 尾方二十兒 | 人吉市東漆田町 2190 番地 |
| 理事 | 東 辰記 | 人吉市赤池原町 500 番地 |
| 理事 | 池下 篤 | 人吉市赤池水無町 574 番地 |
| 監事 | 久保田正人 | 人吉市大畑町 4061 番地 |
| 監事 | 西田 数男 | 人吉市赤池水無町 1247 番地 |
| 監事 | 三原 重信 | 人吉市上漆田町 4246 番地 2 |

熊本県公告第 370 号

上益城郡嘉島町に事務所を置く高田堰掛土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|------------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 林田 幸一 | 上益城郡嘉島町大字鯉 2737 番地 2 |
| 理事 | 岡 牧生 | 上益城郡嘉島町大字鯉 1749 番地 |
| 理事 | 成松 信幸 | 上益城郡嘉島町大字上仲間 780 番地 2 |
| 理事 | 米光 道彦 | 上益城郡嘉島町大字上仲間 4 番地 |
| 理事 | 加藤 正次 | 上益城郡嘉島町大字上仲間 1681 番地 |
| 理事 | 園田 賢児 | 上益城郡嘉島町大字上仲間 1638 番地 1 |
| 理事 | 吹気 邦夫 | 上益城郡嘉島町大字下仲間 850 番地 |
| 理事 | 林田 篤 | 上益城郡嘉島町大字下仲間 1226 番地 |
| 理事 | 栗崎 亘 | 上益城郡嘉島町大字犬淵 266 番地 |
| 理事 | 本田 勝幸 | 上益城郡嘉島町大字犬淵 334 番地 |
| 監事 | 中山 猛 | 上益城郡嘉島町大字上仲間 1618 番地 |
| 監事 | 坂本 敏也 | 上益城郡嘉島町大字下仲間 288 番地 |
| 監事 | 津山 智博 | 上益城郡嘉島町大字上島 1942 番地 1 |
| 就任 | | |
| 理事 | 加藤 正次 | 上益城郡嘉島町大字上仲間 1681 番地 |
| 理事 | 成松 信幸 | 上益城郡嘉島町大字上仲間 780 番地 2 |
| 理事 | 岡 牧生 | 上益城郡嘉島町大字鯉 1749 番地 |
| 理事 | 佐藤 光志 | 上益城郡嘉島町大字鰻 1335 番地 |
| 理事 | 米光 道彦 | 上益城郡嘉島町大字上仲間 4 番地 |
| 理事 | 園田 賢児 | 上益城郡嘉島町大字上仲間 1638 番地 1 |
| 理事 | 林田 篤 | 上益城郡嘉島町大字下仲間 1226 番地 |
| 理事 | 松本 一幸 | 上益城郡嘉島町大字下仲間 477 番地 1 |
| 理事 | 本田 勝幸 | 上益城郡嘉島町大字犬淵 334 番地 |
| 理事 | 栗崎 覚 | 上益城郡嘉島町大字犬淵 263 番地 |
| 監事 | 中山 猛 | 上益城郡嘉島町大字上仲間 1618 番地 |
| 監事 | 木村 育生 | 上益城郡嘉島町大字下仲間 316 番地 |
| 監事 | 津山 智博 | 上益城郡嘉島町大字上島 1942 番地 1 |

登 載 依 頼

熊本県防災会議公告第 1 号

熊本県石油コンビナート等防災本部公告第 1 号

熊本県水防協議会公告第 1 号

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 5 月 21 日

熊本県防災会議会長 蒲 島 郁 夫
 熊本県石油コンビナート等防災本部本部長 蒲 島 郁 夫
 熊本県水防協議会会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成 20 年 5 月 27 日（火）
午前 10 時から
- 2 開催場所
熊本県庁地下大会議室
- 3 内容

- (1) 審議事項
 - ア 熊本県地域防災計画修正案について
 - イ 熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
 - ウ 熊本県水防計画修正案について
 - エ 質疑
- (2) 日本赤十字社の災害時の救護業務について
- (3) 梅雨期の見通しについて
- 4 傍聴人の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県防災会議事務局（熊本県総務部危機管理・防災消防総室）
（電話 096-333-2115）

熊本県国民保護協議会公告第1号

熊本県国民保護協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年5月21日

熊本県国民保護協議会会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成20年5月27日（火）
午前11時から
- 2 開催場所
熊本県庁地下大会議室
- 3 内容
 - (1) 報告事項
 - ア 熊本県国民保護計画の変更について
 - イ 国民保護に関する取組について
 - (2) 国民保護等派遣に係る陸上自衛隊の取組
- 4 傍聴人の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県総務部危機管理・防災消防総室
（電話 096-333-2112）

